

森や木とふれあい、学び、ともに生きる『ぎふ木育』

令和5年度ぎふの木育教材導入支援事業 ぎふの木のおもちゃ・教材キットの 導入費の一部を補助します！

岐阜県では、『ぎふ木育』の取組みの一環として、ぎふの木のおもちゃや、木製品キット等を導入する際の経費の一部を補助する『ぎふの木育教材導入支援事業』を実施しています。

令和5年度の募集のご案内です。ぜひご利用ください！



それぞれ形も色も匂いも違う、木のおもちゃ。それがいいよね！



岐阜は「木の国・山の国」だよ。

大きくなって椅子を見て、一緒に作ったこと思い出してくれたら良いな。



次々と新しい遊びを見つけ出す子どもたちの想像力に驚かされました。



せっかくなら、地元の木を。

『ぎふの木育教材導入支援事業』の詳細

- 対象事業者** 市町村、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、子育て関連のNPO法人等
- 対象施設** 県内の幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、義務教育学校、市立特別支援学校、児童福祉施設、地域子育て支援拠点施設、認可外保育所、託児所、保育・幼児教育等の学科を有する大学等
- 対象となる教材** ぎふ証明材で作られた（1）木のおもちゃ（2）木製品キット など
※ぎふ証明材で作られたものであることの証明が必要なため、事前に販売者に確認してください。
- 補助金額** 導入経費の1/2以内（木のおもちゃ等の導入は100千円/施設が上限。木製品キットの導入は3千円/キットが補助対象経費の上限）。ただし、以下の場合は特例あり。
（1）「ぎふ木育教室」を実施する場合の木製品キットの導入については、導入経費が20千円以下の部分は10/10以内。20千円を超える部分は1/2以内の額。
（3千円/キットが補助対象経費の上限）
※令和5年度「ぎふ木育教室」の募集は終了しています。
（2）「ぎふ木育ひろば」認定時の木のおもちゃ等の導入については、導入経費の10/10以内。（100千円/施設（「地域支援拠点」認定時は200千円/施設）が上限）
※振込手数料、送料は補助対象経費に含めません。
- 申請方法** 4月3日以降に、別紙「交付申請書」を提出してください。
- 受付期間** 令和5年4月3日～令和6年1月31日 ※予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- 申込・お問合せ** 岐阜県森林活用推進課 木育推進係 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
TEL 058-272-8821 FAX 058-278-2702 e-mail c11513@pref.gifu.lg.jp
- 留意事項** 県からの交付決定通知の後に注文するものが対象となります。
購入の注文をした後での補助申請は認められません。

この事業には『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用しています。

『ぎふ木育』とは、岐阜県の豊かな自然を背景とした森や木からの学びであり、ふれあい・親しむことを第一歩として、いずれは自らの意思と考えて行動することのできる人を育てていく取組みです。体験と学習のつながり、産業と暮らしのつながり等、様々な「つながり」を大切にしながら進めます。

詳しくは、森林活用推進課のホームページも参照してください。

ぎふ木育

検索

